

千葉県

漁番	港号	漁港名	読み	種別	所在地 (市町村名)	漁港 管理者	漁業 協同組合	分区	海岸 保全 区域	港則 法 適用	ビジ ター 受入	指 定 年 月 日	区域変更 年 月 日	備 考
1910020		飯岡	イオカ	1	旭市	千葉県	海 匠		○			S28.6.27	H17.6.8	
1910030		栗山川	クヤマカワ	1	山武郡横芝光町	千葉県	九十九里		○			S35.4.15	H18.3.13	
1910040		太東	タイウ	1	いすみ市	千葉県	夷隅東部		○			S27.2.29	H17.11.7	半島
1910050		岩船	イワフネ	1	いすみ市	いすみ市	夷隅東部		◎			S27.2.29	H17.12.5	半島
1910060		御宿	オンジユク	1	夷隅郡御宿町	御宿町	御宿岩和田		○			S26.7.10	S42.5.17	半島
1910070		串浜	クシハマ	1	勝浦市	勝浦市	新勝浦市		○	○		S28.6.27		半島
1910080		鶴原	ウハラ	1	勝浦市	勝浦市	新勝浦市		○			S28.6.27	S36.3.14	半島
1910090		守谷	モリヤ	1	勝浦市	勝浦市	新勝浦市		○			S29.7.12		半島
1910100		浜行川	ハマナカワ	1	勝浦市	勝浦市	新勝浦市					S28.6.27		半島
1910110		大沢	オオサワ	1	勝浦市	勝浦市	新勝浦市		◎			S28.6.27	S52.9.13	半島
1910120		天面	アマツラ	1	鴨川市	鴨川市	鴨 川 市					S27.2.29		半島
1910130		太夫崎	タウザキ	1	鴨川市	鴨川市	鴨 川 市		○			S27.2.29		半島
1910140		白子	シロコ	1	南房総市	南房総市	東安房		◎			S26.7.10	H18.3.16	半島
1910150		忽戸	コト	1	南房総市	南房総市	東安房					S27.6.23	H18.3.16	半島
1910160		川口	カワグチ	1	南房総市	南房総市	東安房					S28.6.27	H18.3.16	半島
1910170		平磯	ヒライソ	1	南房総市	南房総市	東安房					S27.2.29	H18.3.16	半島
1910175		七浦	ナナウラ	1	南房総市	南房総市	東安房		◎			S26.7.10	H18.3.16	半島
1910180		白間津	シラマヅ	1	南房総市	南房総市	東安房					S27.2.29	H18.3.16	半島
1910190		大川	オオカワ	1	南房総市	南房総市	東安房					S27.2.29	H18.3.16	半島
1910200		名倉	ナクラ	1	南房総市	南房総市	東安房					S27.6.23	H18.3.10	半島
1910210		野島	ノジマ	1	南房総市	南房総市	東安房		○			S48.3.27	H18.3.10	半島
1910230		川下	カワジメ	1	南房総市	南房総市	東安房		○			S27.10.6	H18.3.10	半島
1910240		白浜西部	シラハマセイブ	1	南房総市	南房総市	東安房					S48.3.27	H18.3.10	半島
1910260		伊戸	イ	1	館山市	館山市	西 岬					S28.6.27		半島
1910270		川名	カワナ	1	館山市	館山市	西 岬					S28.6.27		半島
1910280		洲崎	スノサキ	1	館山市	館山市	西 岬					S28.6.27		半島
1910290		栄の浦	エイノウラ	1	館山市	館山市	西 岬					S28.6.27		半島
1910300		坂田	ハンダ	1	館山市	館山市	西 岬					S29.7.12		半島
1910310		波左間	ハサマ	1	館山市	館山市	波 左 間					S28.6.27		半島
1910320		見物	ケンブツ	1	館山市	館山市	西 岬					S28.6.27		半島
1910330		下原	シモハラ	1	館山市	館山市	西 岬					S28.6.27	H24.8.20	半島
1910350		多田良	タダラ	1	南房総市	南房総市	岩井富浦					S31.7.6	H18.3.10	半島
1910360		富浦	トミウラ	1	南房総市	南房総市	岩井富浦			○		S28.6.27	H18.3.10	半島
1910370		南無谷	ナムヤ	1	南房総市	南房総市	岩井富浦					S28.6.27	H18.3.10	半島
1910380		小浦	コウラ	1	南房総市	南房総市	岩井富浦		○			S27.2.29	H18.2.20	半島
1910390		高崎	タカサキ	1	南房総市	南房総市	岩井富浦		○			S28.6.27	H18.2.20	半島
1910400		岩井袋	イワイフクロ	1	安房郡鋸南町	鋸南町	鋸南町勝山					S27.2.29		半島
1910410		金谷	カナヤ	1	富津市	富津市	天 羽		◎			S27.2.29		半島
1910420		菘生	ハキユウ	1	富津市	富津市	天 羽					S28.6.27	H6.4.12	半島
1910430		竹岡	タケオカ	1	富津市	富津市	天 羽		○			S27.2.29	S41.2.22	半島
1910440		佐貫	サスキ	1	富津市	富津市	大 佐 和					S28.6.27		半島
1910450		大貫	オオスキ	1	富津市	富津市	大 佐 和		◎			S26.7.10	S52.8.25	半島
1910455		小糸川	コイトカワ	1	{ 君津市 富津市	千葉県	{ 富 津 新 富 津			○		S52.11.30	H6.8.16	半島
1910470		金田	カナダ	1	木更津市	木更津市	金 田	2	○			S28.6.27	S58.6.7	
1910475		牛込	ウシゴメ	1	木更津市	木更津市	牛 込					S58.6.28	H1.4.17	
1910495		市川	イチカワ	1	市川市	市川市	{ 市川市行徳 南 行 徳			○		S52.3.31		
1910500		浦安	ウラヤス	1	浦安市	浦安市	富 津					S27.6.23		
1920010		外川	トガワ	2	銚子市	千葉県	銚 子 市		◎			S27.2.29	H7.10.23	

千葉県

漁番	港号	漁港名	読み	種別	所在地 (市町村名)	漁港 管理者	漁業 協同組合	分区	海岸 保全 区域	港則 法 適用	ビジ ター 受入	指 定 年 月 日	区域変更 年 月 日	備 考
1920020		岩和田	イワタ	2	夷隅郡御宿町	御宿町	御宿岩和田		◎			S27.2.29	S53.2.9	半島
1920030		勝浦東部	カツウネウヅ	2	勝浦市	勝浦市	新勝浦市		○			S41.12.16		半島
1920040		松部	マツベ	2	勝浦市	勝浦市	新勝浦市		○	○		S28.6.27		半島
1920050		浜荻	ハマオギ	2	鴨川市	鴨川市	東安房					S26.7.10	H17.2.28	半島
1920060		浜波太	ハマナブト	2	鴨川市	鴨川市	鴨川市		○			S27.2.29		半島
1920070		江見	エミ	2	鴨川市	鴨川市	鴨川市					S26.7.10	S38.6.22	半島
1920080		和田	ワタ	2	南房総市	千葉県	東安房		○			S27.2.29	H18.3.17	半島
1920100		富崎	トミサキ	2	館山市	千葉県	館山市布良 館山市相浜		◎			S26.7.10	S49.8.17	半島
1920110		勝山	カツヤマ	2	安房郡鋸南町	千葉県	鋸南町勝山		◎			S27.2.29	H2.1.18	半島
1920120		保田	ホタ	2	安房郡鋸南町	鋸南町	鋸南町保田				○	S27.2.29	H9.1.21	半島
1920130		富津	フツ	2	富津市	千葉県	富津 富津市下州 新富津	2	◎			S27.2.29	S52.11.30	半島
1930010		銚子	チヨウシ	特3	銚子市	千葉県	銚子市		◎	○		S26.7.10	H9.1.21	
1930020		大原	オオハラ	3	いすみ市	千葉県	夷隅東部		◎			S26.7.10	H17.11.29	半島
1930030		勝浦	カツウラ	3	勝浦市	千葉県	勝浦		○	○		S26.7.10	S41.2.22	半島
1930040		小湊	コミト	3	鴨川市	千葉県	東安房	2	○			S26.7.10	H17.2.2	半島
1930050		天津	アマツ	3	鴨川市	千葉県	東安房		◎			S27.2.29	H17.2.2	半島
1930060		鴨川	カモガワ	3	鴨川市	千葉県	鴨川市		○		○	S26.7.10	H14.5.20	半島
1930070		千倉	チクラ	3	南房総市	千葉県	東安房		○			S26.7.10	H18.3.20	半島
1930080		船形	フナカタ	3	館山市	千葉県	館山船形		○		○	S26.7.10	H2.1.18	半島
1940010		片貝	カタガイ	4	山武郡九十九里町	千葉県	九十九里		◎			S28.6.27	S48.3.27	
1940020		乙浜	オトハマ	4	南房総市	千葉県	東安房		◎	○		S27.2.29	H18.3.20	半島

(注)

1. 海岸保全区域欄については、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
2. 港則法適用欄については、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
3. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日を記載し、名称・種別・区域変更年月日については、現在の漁港の区域となった告示年月日を記載すること。
4. ビジター(一時利用をいう。)受入欄については、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
5. 備考欄の「離島」は離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美諸島に所在する漁港を表す。